

## 法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

## 法案の概要

### （1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

### （2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

### （3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。  
(※) もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。  
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

## 施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

## ①制度の現状・背景

施行日：令和8年4月1日

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳の子どものみを対象に保育を行う事業。ただし、3～5歳の子どもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三（略）

②～⑨（略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪～⑯（略）

(※) 令和5年4月には、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳の子どものみを対象とする小規模保育事業において3～5歳の子どもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、3～5歳の子どものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

## ②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、子どもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳の子どものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。

## 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）新旧対照条文

### 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）【令和八年四月一日施行】

新	旧
<p>第六条の三　(略)</p> <p>②～⑨　(略)</p> <p>⑩　この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一　(略)</p> <p>二　(略)</p> <p><b>三　保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業</b></p>	<p>第六条の三　(略)</p> <p>②～⑨　(略)</p> <p>⑩　この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一　保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業</p> <p>二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業</p> <p>(新設)</p>

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）新旧対照条文

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）【令和八年四月一日施行】

新	旧
<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p><u>二 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数</u></p> <p><u>ロ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数</u></p> <p><u>ハ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども（事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。）の必要利用定員総数</u></p> <p><u>ニ その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み</u></p> <p><u>ホ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</u></p> <p>二～六 (略)</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p><u>二 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</u></p> <p>二～六 (略)</p> <p>3～10 (略)</p>